

## 平成 30 年度大阪府サービス管理責任者等研修募集要項

本研修は、一般財団法人大阪府地域福祉推進財団が、大阪府からの指定を受け（指定番号 4）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者等研修事業実施要綱」および大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

### 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、さらには、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

### 2. 受講対象者

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事又は従事予定の者。

- (1) サービス管理責任者研修（介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労の分野）  
障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを実施する指定障がい福祉サービス事業所・施設等において、サービス管理責任者として配置される者。
- (2) 児童発達支援管理責任者研修  
児童福祉法に基づき、障がい児通所支援のいずれかを実施する指定障がい児通所支援事業者、もしくは、障がい児入所支援を実施する指定障がい児入所施設において、児童発達支援管理責任者として配置される者。

#### 【※サービス管理責任者等の研修受講に関する猶予措置の終了】

実務経験要件を満たす者について、研修を修了しているものとみなす猶予措置は平成31年3月31日をもって終了します。「猶予措置」によりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を配置される場合は、平成31年3月31日が研修受講の期限となります。

### 3. サービス種別と研修分野

研修及び分野	障がい福祉サービス等
サービス管理責任者研修	
介護分野	療養介護、生活介護
地域生活（身体）分野	自立訓練（機能訓練）
地域生活（知的・精神）分野	自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム） 自立生活援助 ※共同生活援助については、身体障がい者も対象に含まれるが、分野については、従前のおり地域生活（知的・精神）とする。
就労分野	就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）
児童発達支援管理責任者研修	
児童発達支援管理責任者研修	障がい児通所支援、障がい児入所支援

### 4. 研修日時・場所

- ・研修は、全体講義（全分野共通）ならびに分野別に実施される講義・演習の合計3日間です。
- ・実施時間については予定ですので、当日のプログラムによって開始・終了時間が変更になる場合があります。詳細は受講決定時にご郵送いたします受講決定通知書をご確認ください。

※介護・就労・児童のA・B日程はそれぞれ同じ内容です。受講日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせいたします（日程の指定はできません。あらかじめご了承ください）。

【研修スケジュールおよびプログラム】

研修	サービス管理責任者研修				児童発達支援 管理責任者研修
分野	1 介護	2 地域生活 (身体)	3 地域生活 (知的・精神)	4 就労	5 児童
サービス	療養介護 生活介護	自立訓練 機能訓練	生活訓練 自立生活援助 共同生活援助	就労移行支援 就労継続支援	障がい児通所支援 障がい児入所支援
定員	各コース64名	16名	80名	各コース80名	各コース80名
全体講義 1日目	平成30年10月26日(金) 9:20~17:30 エル・おおさか(2F エルシアター)				受付開始9:20~ オリエンテーション開始9:55~
2日目 【分野別講義・演習】	A日程平成30年 11月15日(木) 9:00~17:50 大阪府社会福祉会館	平成30年 12月6日(木) 9:00~17:50 大阪府社会福祉会館	平成30年 11月29日(木) 9:00~17:50 大阪府社会福祉会館	A日程平成30年 11月6日(火) 9:00~17:50 大阪府社会福祉会館	A日程平成30年 11月21日(水) 9:00~17:50 大阪府社会福祉会館
	B日程平成30年 12月11日(火) 9:00~17:50 大阪府社会福祉会館			B日程平成30年 12月3日(月) 9:00~17:50 大阪府社会福祉会館	B日程平成30年 12月18日(火) 9:00~17:50 大阪府社会福祉会館
3日目 【分野別講義・演習】	A日程平成30年 11月16日(金) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館	平成30年 12月7日(金) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館	平成30年 11月30日(金) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館	A日程平成30年 11月7日(水) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館	A日程平成30年 11月22日(木) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館
	B日程平成30年 12月12日(水) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館			B日程平成30年 12月4日(火) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館	B日程平成30年 12月19日(水) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館

会場の詳細について

【全体講義会場】：エル・おおさか（大阪府立労働センター）

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14【地下鉄谷町線「天満橋駅」駅下車徒歩5分】

【分野別講義・演習会場】：大阪府社会福祉会館

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4-15【地下鉄谷町線「谷町六丁目」駅下車徒歩約5分】

5. 受講費用：20,000円

- ・今年度、一般財団法人大阪府地域福祉推進財団（ファイン財団）において複数分野を受講される場合は、2分野目から12,000円が加算されます。
- ・すでにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた方が、新たに他の分野の研修を受講する場合は、全体講義の受講・未受講にかかわらず、20,000円となります。

※「振込先」、「振込方法」は「受講決定通知」に同封してご郵送いたします。

※なお納付済の受講料については、いかなる理由でもご返金できませんのでご注意ください。

※領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」をもって、領収書にかえさせていただきます。なお、振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

## 6. 指定研修実施事業者

- ・平成30年度は、3つの指定研修事業者が本研修を実施します。
- ・平成30年度の大阪府における指定研修事業者、募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)
募集期間	平成30年5月 7日から 平成30年5月25日まで	平成30年 8月 1日から 平成30年 8月21日まで ※今回の募集になります。	平成30年 9月25日から 平成30年10月12日まで
研修期間	平成30年8月21日から 平成30年9月28日まで の間の3日間	平成30年10月26日から 平成30年12月19日まで の間の3日間	平成30年12月 5日から 平成31年 2月28日まで の間の3日間

※地域生活(身体)分野については、今年度は大阪府地域福祉推進財団のみでの実施となります。

## 7. 申し込み方法

- ①「受講申込書及び推薦書」別紙①に必要な事項を記入  
↓ ※記入漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。
- ②「応募必要書類確認書」別紙②の【必要書類準備確認】【同封確認】欄で必要書類を確認。  
↓ ※「誓約書の写し」「過去の研修修了証書の写し」「返信用封筒」(切手貼付)など。  
※複数分野受講の方は、受講希望分野ごとに封筒が必要です。
- ③ 必要書類の最終確認  
「応募必要書類確認書」別紙②の【同封確認】を行い、チェック欄にチェックを入れる。  
↓
- ④ 申込書類一式を、下記研修事務局へ郵送

**申込締切：平成30年8月21日(火) 必着**

【郵送先】 〒542-0012 大阪府中央区谷町7丁目4番15号  
一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団 人材育成課「サービス管理責任者等研修事務局」

- ※郵送で8月21日(火)までに事務局に届いた申込書のみ受付いたします。
- ※事務局に直接申込書を持参しての研修申込は受付いたしません。
- ※ご提出いただいた書類については、返却をいたしませんので予めご了承ください。

## 8. 受講決定通知

複数分野の受講申込みは可能です。その場合は、それぞれの分野で受講決定をします。受講決定の可否については、同封いただきます返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。  
9月28日(金)の時点で届いていない場合のみ、研修事務局までお問合せをください。

## 9. 研修の修了および修了証書の交付

サービス管理責任者等研修を修了(修了証書交付)するためには、3日間の講義・演習を全て受講して頂く必要があります。いずれかの講義または演習を欠席した場合は、修了証書は交付できませんのでご注意ください。

ただし、すでにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた方が、今回他の分野を受講する場合については、原則受講となっている1日目全体講義の受講免除が選択できます。

修了証書の交付については、研修最終日(3日目)に交付させていただく予定です。

- ※10分以上の遅刻または早退の場合は欠席とみなします。そのほか、受講態度が著しく不良(途中退席・居眠り・スマートフォンの操作等)であると事務局が判断した場合には退席を命ずることがあり、その場合は修了証書を発行できません。予めご了承ください。

※その他、虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

## 10. 受講決定について〔申込多数の場合の取扱い〕

- 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、1～5の優先順位をつけ、上位から順番に受講決定します。  
この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。
- 受講者選考は、受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定するものです。「従事する予定の事業所について」の欄は必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認の上、受講者推薦及び申込書に記入してください。
- 法人・事業所等代表者は受講者推薦および申込書の記載内容を確認のうえ、「推薦欄」を記入し、公印を押印してください。なお、推薦が得られない場合は「理由書」欄に必ずその理由を記入してください。

- 1 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)」（以下「サビ管告示」という）の規定により、研修を修了せずサービス管理責任者として配置されている者又は「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）（以下、「児発管告示」という）の規定により、研修を修了せず児童発達支援管理責任者として配置されている者で、研修を修了しなければサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件が満たせない者。
- 2 平成30年度に研修を修了することで、平成30年度内にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置義務を満たす員数のうち、事業所内推薦順位が1位に該当する者。
- 3 平成30年度に研修を修了することで、平成31年度内にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置義務を満たす員数のうち、事業所内推薦順位が1位に該当する者。
- 4 サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての要件となる実務経験を満たしている者で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置・交代が必要になった場合に備え資格を用意しようとする者。
- 5 上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位を付けさせていただきます。

※2及び3について、厚生労働省令で定める人員基準により配置が義務付けられている場合は、2人目以降の者も当該順位に該当することとします。その場合、別紙①の「推薦欄」に、前年度の実利用者として配置が義務付けられている員数を記入してください。記入のない場合は受講決定の際に考慮をしません。

(注) 法人の推薦による受講申込者が退職した場合は、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。

## 11. 受講に関するお問い合わせ・ご郵送先

一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団  
人材育成課 「サービス管理責任者等研修事務局」  
〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館2F  
TEL：06-4304-3031(直通) FAX：06-4304-2941  
Mail：sabikan@fine-osaka.jp

※研修に関するお問い合わせは、上記「研修事務局」へお願いいたします。